

財政調整事業の必要性

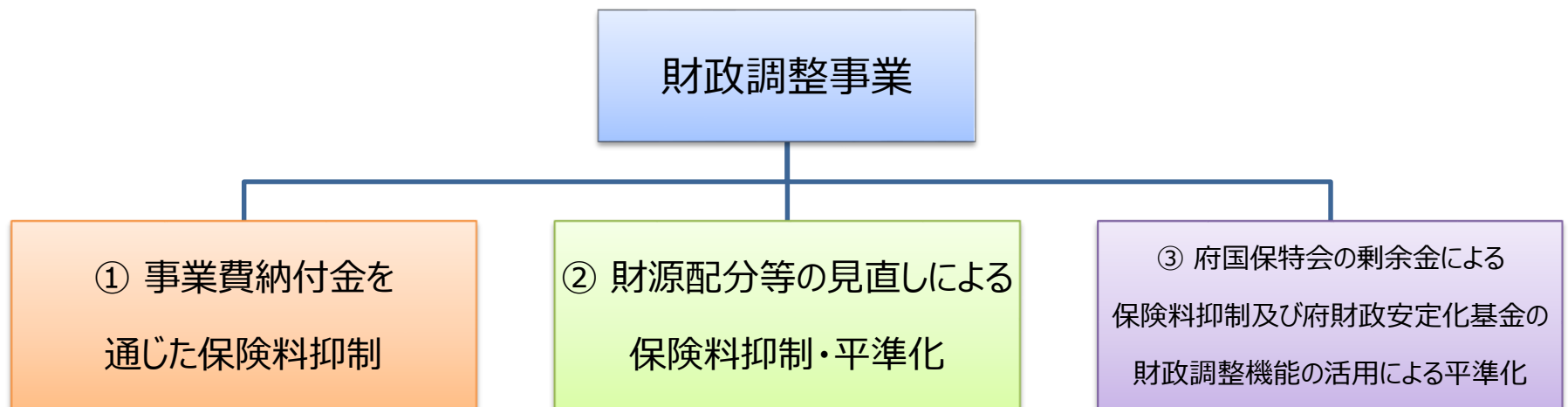
【事業の基本的な考え方】

令和6年度の保険料完全統一後は、各市町村において、保険料の激変緩和措置や市町村独自の保険料減免等を行わないことから、各市町村において確保すべき財源規模が縮小する。

一方で、超高齢社会の進展や医療の高度化による医療費の増嵩傾向が続く中、保険料の上昇が今後も続くと思われる状況から、国民健康保険制度の枠組みの中において、限られた財源を有効活用し、府内統一保険料の抑制・平準化を図っていくことが必要である。

こうした状況を踏まえ、①これまでの各市町村の激変緩和措置を補う仕組みや②府と市町村の国民健康保険特別会計における財源配分等の見直し、③府財政安定化基金に付与された財政調整機能の活用による平準化といった、府内統一保険料の抑制・平準化のための財政調整事業の枠組みを構築し、被保険者の負担軽減及び令和6年度の保険料完全統一後の国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図る。

【財政調整事業の類型化】



① 事業費納付金を通じた保険料抑制

【基本的な考え方】

令和6年度の保険料完全統一後は、各市町村単位での保険料抑制ができなくなることを踏まえ、市町村国民健康保険特別会計の財源を一部活用することにより、府内統一保険料抑制の仕組みを構築する。

具体的には、1人あたり保険料抑制額を定め、当該抑制額に各市町村の被保険者数を乗じた額を事業費納付金として府に納付することで、府内統一保険料を抑制するスキームとし、1人あたり保険料抑制額については、公平性の観点も踏まえ、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として、実施の可否も含めて、広域化調整会議における協議により決定する。

【検討結果】

項目	内容
① 納付方法	・公平性の観点から、市町村の被保険者1人あたり額を納付額の算出根拠として設定し、事業費納付金の一部として納付。 【令和6～8年度における納付方法】 要調整団体も含め納付可能な3年分割（令和6～8年度）により納付 R6：681円/人 R7：680円/人 R8：680円/人
② 抑制効果額（1人あたり額）	・公費の年度間の変動幅を参考として、「1人あたり額」を算出。 ・1人あたり保険給付費・1人あたり後期高齢者支援金・1人あたり介護納付金に占める「1人あたり普通調整交付金」の割合の直近3ヶ年平均値と最低値の差を「1人あたり額」として設定。（令和3～5年度ベース：2,041円）
③ 今後の事業実施の考え方	・保険料完全統一後の市町村国民健康保険特別会計の財政状況を踏まえ、実施の可否及び1人あたり保険料抑制額を決定。

② 財源配分等の見直しによる保険料抑制・平準化

【基本的な考え方】

令和6年度の保険料完全統一後は、市町村において確保すべき財源規模が縮小すること、府内統一保険料を抑制・平準化するための財源をより確保していくという観点を踏まえ、府と市町村の国民健康保険特別会計における財源配分の見直しを図り、府国民健康保険特別会計に重点的に財源を確保することにより、国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図る。

具体的な財源配分等の見直しについては、下表のとおりとし、府内統一保険料の抑制に活用する具体的な財源規模等については、毎年度の事業費納付金算定の状況等を勘案した上で、広域化調整会議等における協議により決定する。

なお、保険者努力支援制度交付金(市町村分)については、府内全市町村の協力により財源を確保した上で、府内統一保険料を抑制していく仕組みとすることから、当該交付金の全国順位の引き上げにより、さらなる公費を獲得することを府と市町村の共通目標として定め、府内全市町村で、予防・健康づくり、医療費適正化、収納率向上等の取組を推進していくことが求められる。

そのため、現在、事業運営検討ワーキング・グループにおいて検討している「保険料完全統一後の保健事業の在り方」の方向性も踏まえ、継続的に検討を進めていくこととする。

財政調整事業の検討結果について

② 財源配分等の見直しによる保険料抑制・平準化

【対象財源一覧】

財 源	内 容
① 前期高齢者交付金 (N-2年度精算対応分)	N年度の前期高齢者交付金に加減算されるN-2年度前期高齢者交付金の精算額の1人あたり額と直近3か年平均の1人あたり精算額との差額にN-2年度の被保険者数を乗じてN年度の留保・取崩額を算出し、平均を下回った場合は、下回った額を府財政安定化基金(財政調整事業)に積み立て、平均を上回った場合は、上回った額を取り崩す(※)ことにより、当該年度の納付金額への影響を緩和。※財政調整事業積立額の範囲内
② 保険者努力支援制度交付金 (都道府県分)	毎年度の事業費納付金算定における議論を経て、府内統一保険料の全体抑制に活用。
③ 府2号繰入金 (府1号振替分)	令和6年度は、全額府1号繰入金に振り替え、令和7年度以降については、保健事業の在り方検討の結果を踏まえ、必要な財源については、府2号繰入金を活用することとして、具体的な財源規模も含めて、別途整理。
④ 保険者努力支援制度交付金 (事業費連動分)	従前どおり調整財源として一旦留保することとし、翌年度の剰余金が生じた場合は、当該剰余金の活用検討の中で具体的な活用策について検討。
⑤ 過年度の保険料収納見込み	毎年度の事業費納付金算定における議論を経て、必要に応じ、府内統一保険料の全体抑制に活用。
⑥ 保険者努力支援制度交付金 (市町村分)	当該年度の各市町村の交付額の一定割合を保険料抑制財源として活用する。一定割合については、各年度の事業費納付金算定の状況を踏まえ、財政運営検討WGで検討の上、広域化調整会議で決定。

③ 府国保特会の剰余金による保険料抑制及び 府財政安定化基金の財政調整機能の活用による平準化

【基本的な考え方】

府国民健康保険特別会計において生じた剰余金については、次年度の府内統一保険料の抑制財源としての活用のほか、財政調整機能として、府財政安定化基金に積み立てた上で、後年度以降の保険料抑制財源として活用することにより、府内統一保険料の抑制・平準化を図ることとし、その活用等については、広域化調整会議における協議により決定する。